

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月21日

住 所 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

事業者名 京王電鉄株式会社

代表者名 代表取締役社長 都村 智史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①ホームドア

利用者が1日10万人以上の駅を優先に整備を進め、2023年度末時点で5駅すべての整備が完了している。その他、1日10万人未満の駅については、ホームからの転落やホーム上での列車との衝突を防止するため、優先度を整理しながら全駅へのホームドア整備を進めており、京王線は2030年代前半、井の頭線は2020年代中頃の全駅整備を目指している。

②ホームと車両の段差・すき間

ホームと車両のすき間が広く、転落危険性の高い駅を優先に整備を進めていくほか、大規模なホーム改良やホームドア整備に合わせて整備を進める。

③バリアフリー2ルート目

駅の各出入口について、移動等円滑化基準に適合した経路の整備の検討を進める。

④車両の車いすスペース

引き続き車両リニューアル、車両新造に合わせて全車両への設置を進める。
また、新型車両においては大型フリースペースの設置を進める。

⑤旅客トイレの機能拡充

引き続き駅改良に合わせて、子ども用トイレの設置など機能向上を進める。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①旅客支援

係員による車椅子や白杖をご利用のお客様への声かけ・見守りを引き続き実施するほか、ご利用を頂いているお客様に対しても、心のバリアフリーに対する啓発活動に取り組む。

②教育訓練

すでに実施している視覚障害者の方への声掛けや案内誘導の訓練を継続して実施するほか、訓練内容の拡充やオンラインを活用した教育方法について検討を行う。また踏切での自動車との接触による脱線など重大事故を想定した総合事故復旧訓練でも、視覚障害者の方への対応方の訓練について検討を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームドア	初台駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2027 年度) 京王多摩川駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2025 年度) 駒場東大前駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2024 年度) 池ノ上駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2025 年度) 東松原駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2025 年度) 永福町駅 1～4 番線への可動式ホーム柵設置 (2024～2025 年度) 富士見ヶ丘駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2025 年度) 久我山駅 1・2 番線への可動式ホーム柵設置 (2024 年度)
ホームと車両の段差・隙間	ホームドア設置駅で段差・隙間の僅少化を進める (2024 年度)
車両の整備	車椅子スペースを全車両に設置する 京王線 8000 系 3 編成 (17 両) (2024 年度) 車椅子スペースを全車両に設置した編成を導入する。 京王線 5000 系 2 編成 (20 両) (2024 年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による旅客支援体制の維持	車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りのほか、役務の提供を実施できる体制を維持する。
施設・車両の維持管理	旅客施設・車両について、自社にて定められた点検頻度に合わせて各種設備の点検を実施し、機能の維持に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による旅客支援	車椅子や白杖をご利用のお客様への声掛け、見守りを引き続き実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
なし	

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者および盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施	実際の駅や車両を使用し、視覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のため、講習会を実施するほか、サービス介助士の資格取得を推進する。
聴覚障害者への接遇向上訓練の実施	聴覚障害をお持ちのお客様へのご案内や接遇スキル向上のため、「スマホでインターホン」の講習会を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
他社と連携した啓発活動の実施	継続的に実施している「声掛け・サポート」運動について、周囲のお客様からお声掛けを頂けるよう、他社と連携したキャンペーン活動の実施や、実施に関するポスターを掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・各自治体が開催するバリアフリー関連会議に出席するとともに、必要な事項について、社内で共有化を図る。 ・ウェブサイトや電話などで寄せられるバリアフリーに関するお客様からのご意見・ご要望を担当部署と共有するとともに、お客様に対して回答を実施する。 ・バリアフリー設備整備を実施するため、補助制度などについて関係各所と協議を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし		

Ⅴ 計画書の公表方法

自社HPにて公開

Ⅵ その他計画に関連する事項

なし

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。